

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、北本都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

I 北本都市計画区域の位置等

北本都市計画区域は、都心から約45km圏、埼玉県の中央部に位置しています。
また、北本都市計画区域に含まれる土地の区域は、北本市の行政区域の全域です。

【3・3・2号中央通線】

本路線は、北本市北本一丁目を起点とし、北本市北本四丁目に至る延長約710m、幅員22mの幹線街路です。

II 変更の理由

3・3・2号中央通線について、既存ストックを活用し、地域コミュニティに配慮しつつ住環境を保全するとともに、小学校や高校へ通う児童・生徒の通学路としての安全性を考慮し、一部区間の線形及び幅員の変更を行うものです。

III 変更の内容

名称	延長	車線数	幅員	変更内容
3・3・2号中央通線	約720m (約710m)	2車線	22m	・延長の変更 ・一部区間の線形変更 ・一部区間の幅員変更

括弧内は変更前を示す。

IV 関連する都市計画

本路線の変更と併せ、以下の都市計画を変更する予定です。

①用途地域（北本市決定）